

平成 28 年度 第 3 回高知県いじめ問題対策連絡協議会  
《議事概要》

- 1 日 時 平成 29 年 2 月 21 日 (木) 13 時 30 分～15 時 30 分
- 2 場 所 ザ クラウンパレス新阪急高知 3 階 花の間
- 3 出席者 尾 崎 正 直 高知県知事  
刈 谷 好 孝 高知県小中学校長会長  
戸 田 浩 高知県高等学校長協会長  
山 本 芳 夫 高知県私立中高等学校連合会 会長  
宮 田 信 司 高知大学教育学部附属小学校長  
野 島 利 和 高知県保幼小中高 P T A 連合体連絡協議会長  
森 田 洋 司 大阪市立大学名誉教授  
川 竹 佳 子 高知弁護士会  
濱 川 博 子 高知県臨床心理士会副会長  
時 久 恵 子 高知県市町村教育委員会連合会長  
青 木 巧 高知地方法務局人権擁護課長  
門 田 純 一 高知県地域福祉部長  
岡 崎 順 子 高知県文化生活部長  
田 村 壮 児 高知県教育長  
秋 澤 淳 一 高知県警察本部生活安全部長  
※欠席者 池永 彰美、中澤 宏之、横田 寿生、福留 利也

4 概 要

(1) 会長あいさつ

この連絡協議会が発足して 3 年になる。議論いただいたことが、具体的にそれぞれの取組につながり、中でも、心の教育センターのワンストップ&トータル相談体制は、この協議会から実現したものとして進めている。

しかし、依然としていじめは深刻な問題であり続けていることに変わりはない。本日は、3 年間の取組総括を行い、来年度以降の対応について、ご意見を頂きたい。

(2) 報告

事務局 《資料 1-1, 2, 3, 4, 5 に基づき説明》

会長

3 年間の取組の検証と総括、学校におけるいじめ防止等の取組についての調査結果、この 2 点について、ご質問等があればお願いしたい。

(3) 議事

平成 28 年度協議テーマについて

それでは議事に入らせていただく。議事(1)平成 28 年度協議テーマの①「いじめの未然防止につながる地域全体での見守りのあり方」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《資料 2 に基づき説明》

会長

学校支援地域本部の取組について、本県では香南市立赤岡小学校や香美市等で、先駆的に行われている。今後の展開について、ご意見をお願いしたい。

## 委員

各教育事務所に指導主事を置き、学校支援地域本部を広げるという1年間の地道な取組により、設置が進んできている。次は内容の充実ということで、おそらく早くこの体制が進むだろう。

香美市も何年間か取り組んできたが、最初の頃は、学校から頼まれたことを地域の人材から探してお願いするパターンだったが、学校支援地域本部ができ、その中に見守り組織も位置づき、非常にうまく回りだしている。来年度は、モデル校の取組を整理しながら、効果と課題を洗い出していくと、全体がそれを受けて進んでいくだろう。

## 会長

良い例をモデル校で十分検証し、ノウハウをよく吟味していくことが大事だと思われる。モデル校にとどまらず、その他の地域で行われている良い例もよく収集して共有したい。

## 委員

大変良い方向に進んできており、赤岡小学校も実際に見せていただいた。子どもたちも輝いているし、地域の方々の学校へ関わる意気込みも相当伝わってきたと記憶している。

地域本部について、見守りからもう一步進めていく必要がある。文科省から出される基本方針改定の中でも触れているのは、学校の今の基本方針や組織の活動の実態を地域の方々にも把握していただき、それに対する改善提案を行う。例えば地域本部、コミュニティースクール、学校評議員会、様々な仕組みを活用し、取組に対する外部からの評価をいただき、学校へ提案することで、さらに充実してくるだろう。次のステップとして、高知県でもご検討いただきたいと思う。

## 会長

「支援本部」という形から「協働本部」という基本的発想は、おそらく双方向だと思う。

学校側から支援をお願いするだけでなく、地域の方々からもご提案を頂き、それを生かしていく形になっていければということかと思う。まさに外部の方からの評価や改善提案を生かす形で進められればと思う。

## 委員

ただその場合、いろいろな計画が学校にある。さらに学校安全計画というのがある。これは1期が終わり2期へ今度移る。1期の実施状況を全国的に見て、計画の推進もあまり芳しくない。内部評価だけに依存しているところがある。「安全」は、登下校の安全指導、震災、食など、いろいろある。地域や保護者の方々は深刻に自分たちの子どもの安全を考えておられる。いじめもこういう問題がある。なるべく現場の負担にならないように、子どもたちの安全・安心な空間の提供という形で、見守りの中に外部評価を導入しながら、地域全体の取組をやっていただく。

地域の方々から学校に提案いただき、両方で検討していく方向があると思うが、いじめで1つ、こちら側もまた1つということになると、少し負担が大変かと思う。統括の仕方も含めて、ご検討いただきたい。

## 会長

この「いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめにとどまらず、子どもを取り巻く厳しい環境、それに対し子どもたちをどう守っていくかというテーマ全般として議論させていただけるかと、前回も話させていただいた。来年からは、「いじめ問題等」と入れたほうがいいのかもわからない。この地域本部も、より広く、さまざまな問題について学校と地域が協働で取り組む形になる方向だと思っている。

## 委員

そのような方向が望ましいと思われる。

委員

同じ方向を目指して、学校と外部が取り組んでいく際の、評価项目的なものを想定して実行してはということだと思うので、具体的にどういうものが適当かも考えさせていただき、設定していくことになろうかと思う。そのような方向で考えさせていただきたい。

委員

これまでは、学校側の視点からこういう計画や案というものが作られていったが、今のように評価項目に関しても地域の方々の観点もあるので、やはり一緒に巻き込んで作る方向が望ましいと思う。

会長

評価項目を作ることも地域とともに、ということであるだろう。  
その他のご意見があればお願いしたい。

委員

地域学校協働本部という言葉も、県が広げていこう、変えていこうと言われているのは、とても良いと思う。この言葉で進めていくことで、「双方向」というイメージを広げることが必要だと思う。

会長

さっき議会でも、地域学校協働本部を作るという話をしてきた。そのような方向で、明確に考えていきたいと思う。その他ご意見があればお願いしたい。

委員

地域本部の方に、今の子どもたちの実態を理解していただくことが必要である。先生方は学校で児童生徒理解の研修会がある。自分たちが育ったころと違うので、その研修会も必要だろう。お互いが連携しながら支援し合う形と学び合う部分が要ると思う。

委員

おっしゃるようなことが必要だと思う。いずれにしても、地域学校協働本部が主体的にやっていただく必要があると思うので、こういうこともできるということも、県教育委員会としてもお話しさせていただき、要請に応じて対応するような形になると思う。

会長

その他のご意見があればお願いしたい。

委員

私もこの地域学校協働本部の取組は、ぜひ進めていただきたいと思っている。

その中で1つ確認したいが、資料に地域での見守りが必要なものについては本人の同意を得ておくという注意書きがある。学校の中でも、最近では個人情報に対する配慮はかなり必要になっている。学校に加えて地域の方が入っていく組織の中で、情報管理の徹底について、研修等の中に入れていただいたほうが良いかと思う。

情報が漏れたことが原因となって、あるいはこういう所に積極的に参加しないという方に対する非難のようなものが、逆のいじめのような状態を生んでしまうということも可能性として排除できないところがあるので、情報管理の徹底に配慮をお願いしたい。

## 委員

その視点は非常に大事だと考えていた。「本人の同意を得ておく」というのは、まさに個人情報に配慮しなければならないという趣旨で書かせていただいているものである。子どもの状況を、一般論的、状況的に話すことは可能だが、特定個人の情報を地域の方々と共有するとすると、難しさが伴う。個人情報を学校側と民生児童委員の間で共有するのは可能だが、その前提には本人同意が必要になると思う。このあたりの運用上についても知っていただくことも必要になるうかと思っている。

## 委員

この地域学校協働本部は、かなり広がりのある住民を巻き込んだ組織になる。おそらく、その子の見守り支援はチームサポートという形になるだろう。民生委員や児童委員など職責上守秘義務をもっている方もいるが、一般の方々は守秘義務に関してチームの間で誓約書を取り、それをしっかり守っていただく。そして、先ほど言われたように、一般化できる情報に関しては、一般化した形で構成委員の方々に流していただく構造を取っていくことになると思う。守秘義務や個人情報の扱いをしっかりと担保できる仕組みが必要だろう。

## 事務局

児童虐待などを扱う要対協関係の場であれば、そこには二重の守秘義務が掛かっている。しかし、いじめとなると、被害・加害が子ども同士になるので、より慎重な取り扱いが要る。人権教育課ともよく検討しながら対応していきたい。

## 会長

他方で、「個人情報保護」が免罪符になって、個別ケースの見守りが停止したり、難しい問題にチームとして立ち入らなかつたりすると、それも問題である。先ほど言われたように、情報漏えいに伴って、新たないじめが発生するなどということが起こらないよう、個人情報の管理はされるが、情報がしっかり管理されている中でチームとしての見守りがしっかり行われていく形を担保するために、どのような仕組みを作っていくのかということについて、よく考えていく必要がある。協働本部を立ち上げていく前の段階で一度、仕組み案を作るので、ご意見を頂きたい。あわせて、本人同意の取り方、守秘義務のたち方などについての仕組みを検討し、お諮りしたい。

## 委員

今の運び方は大変適切だと思う。個人情報に関して、国の個人情報保護法があり、この中には除外規定として、子どもの健全育成に関する情報に関しては、本人、あるいは保護者の同意を得ることが望ましいが、得られない場合においても収集することができることとなっている。個人情報保護は県には県の、市町村には市町村の条例があり、そこに審査会がある。適切に運用して処理していかないと、難しい問題が生じると思う。

## 委員

行政機関であれば言われるような形で対応ができるが、一般の方ということになったときに、どう考えるかというところが難しい問題だと思う。研究させていただきたい。

## 会長

それでは続いて、協議テーマ②「ネット問題に対する取組と今後の方向性について」事務局から説明をお願いしたい。

《事務局 資料 3-1, 2, 3 に基づいて説明》

## 会長

大きく2つのテーマがある。ネットの利用に関するトラブルの防止と、ネットいじめにどう対処していくのかということである。フィルタリングやルール作りなど、それぞれ取組をしっかりと行うと共に、保護者にその責務をより自覚いただく観点からも、条例改正も視野に入れてはどうかということに記載させていただいている。こちらについて、ご意見等があればお願いしたい。

## 委員

保護者の責務についての強調、これ無くしてはネットの問題は解決できないと思っている。質問だが、高知県では、学校ネットパトロールやサイバーパトロールで挙がってきた事案の情報について、教育委員会、学校へは通知されるが、それから先、保護者へは行かないのか。

## 事務局

学校に伝えられた情報は、まず学校での対応に活用され、内容によっては保護者にも伝えられ、注意喚起を促すという形になっている。

## 委員

東京都などは、挙がってきた危険情報に関して、言われた本人の保護者や学校へ通知するという手法を取っている。保護者の責務を強調するならば、一度学校が預かって、その軽重や危険性を判断すると同時に、保護者にもその情報を伝えて、家庭の中でどう対処できるか、学校と連携してどうできるかということを考えていただくことも必要ではないかと思う。

## 委員

貴重な情報を頂いた。ぜひ参考にさせていただき、取り組ませていただきたい。

## 委員

東京都では、ネットパトロールで引っ掛かっていたものなど危険情報などは、ほとんど全部、保護者に流されているようである。自動的に通知する仕組みをお考えいただければ、スムーズに動けるのではないだろうか。

## 会長

そのほか、ご意見はないか。

## 委員

保護者に対する啓発の方法について、資料にはPTA研修等がメインという状況になっていると思うが、それ以外にどのような形を考えているのか、教えていただきたい。

## 事務局

保護者に対しての啓発は、現在、研修を中心としながら、注意喚起、あるいは機能等についてお知らせするリーフレットの作成等を、これまではやってきている。

## 委員

仮に、こういった関係の条例改正ということになれば、改正に合わせてさまざまな形で周知・啓発的なことは、計画的に行っていくことにはなるかと思う。

## 委員

幡多地区のネット宣言は、非常にいい例だと思う。先ほど保護者への啓発が話題に上がったが、研修を通して「これは親の問題だ」と実感された香美市と香南市の両PTAの組織が、PTAか

ら親に対して「香美・香南ネット宣言。みんなで育てる子どもたち」という宣言を大会の中でした。その後、各单位PTAでの取組が動いており、平成29年度に実態調査をかけて進めていこうというPTAの動きが出ているので、研修は非常に有効に働いたと思う。

委員

県のPTAとして、校長会や行政と一緒に、いろんな啓発をしていこうとしている。今回の香美・香南のように、ブロックごとでやったほうが、もっと保護者に浸透していくと思う。ブロックでの取組をこれからも進めていきたいと思っている。

会長

条例改正の後に啓発などを強化していくとき、ぜひ連合会の力もお借りしたい。

委員

そういう所に参加しない、見ない、あまり気が付かない人たちに、どう振り向いてもらうか。そういった人たちも、テレビは意外と見ている。テレビを利用することもよいのではと思う。

会長

放送を使つての啓発、またやりたいと思う。そのほかにご意見はないか。

委員

ネット関係は少年・女性安全対策課の少年サポートセンターが中心となって、小学校・中学校等を対象に非行防止教室等を行っている。また、サイバー担当の生活環境課が、事業者や教職員等を対象に研修を実施している。ただ、子ども向けには正しいスマホの使い方等が中心であり、フィルタリング等についてもあまり詳しく内容に含まれていない。条例化、保護者への義務を考えるのであれば、29年度、非行防止教室の中でフィルタリングの必要性等にもう少し重点を置き、保護者に意識をもってもらう取組を実施したい。いじめは、県警では検挙と補導も対象になる。小学生のいじめも出てきているし、非行問題が低年齢化し、触法少年が非常に増えてきている。検挙よりも未然防止を重点にやっていきたいと考えている。

会長

啓発内容や対象、ご協力いただきたい方等を整理した上で、プログラムの中身を練り上げたほうがよいだろう。次回の連絡協議会までによく整理して、その上でさらにご意見をいただき、啓発活動をより効果的に行えるようにさせていただければと考えている。

研修に来ない人向けの一般的啓発、さらには来ていただいた方に対しては、PTA、県警、法務局とも協働させていただき、いろいろな形で場と内容をうまく仕込むことで、効果的な啓発ができると思うので、検討させていただければと考える。

次に、協議テーマ③「相談支援体制の充実について」事務局の説明をお願いします。

《事務局 資料4-1,2,3に基づいて説明》

会長

生徒指導上の諸問題、厳しい環境に置かれた子どもたちへの対処について、担任任せにせず、校内支援会や学年会を制度化していくことにより、学校がチームとしてうまくあたるようにしていこうとしている。もちろん、制度を作って血が通わずでは駄目であるから、実効あるものとなるようにするとともに、まずはチームとして動く形を各学校に徹底してもらう。

さらに、心の教育センターをはじめ、外部からも学校を支援していく体制をつくっていこうと、

心の教育センターの拡充・強化、教育支援センターへのS Cの配置などの取組も行うこととしている。ご意見、ご質問等あればお願いしたい。

#### 委員

このプロセスの中で今、「実効あるものにしていくために」はキーワードだと思っている。今後、学校現場に根付かせるためには「対話」が必要である。重点支援校において対話をしながら、先生方の意識を高めていくことで、いじめや不登校とかの問題が徐々に解消していくと考える。

意見が2つある。1つは、小学校から高校まで、先生のやり方や学校風土が違い、それぞれに課題が異なる。小学校は学級担任がずっと見ているので、抱え込んでしまいがちになる。中学校は、教科担任制になり、共通理解が難しいところがある。高校になると、いじめや不登校、発達障害等の意識がまだ薄いと感ずる。

もう1つは、県民の期待に応えるには、心の教育センターの内部の質の向上が要る。それに加えて、悩んでおられる方たちがパンフレットを見たときに、「ほっとする」、「行ってみよう」と感じられるパンフレットが要ると思う。

#### 委員

小中高で少しずつ違うということ、おっしゃるとおりだと思う。特に高校の意識が少し弱いというところは、最近、感じているところもあるので、取り組まないといけないと思っている。

あと、校内支援会を中心とした取組を進めていく中で、先生方に「何か余分な仕事 came」というふうに取り込まれないよう、この支援会はいじめをはじめ、いろんな問題をトータルで学校としてサポートする、非常に効果的な仕組みだということについて、教員に理解していただくことを大事にしている。先生方が1人で抱え込まなくてもいい、組織で対応してくれる、そういうことのメッセージになれば、先生方も前向きに取り組んでくれるのではないかな。

心の教育センターの質の向上や、パンフレットについては、いろいろ工夫させていただきたいと思う。

#### 会長

事案を抱え込むと、結果としてケースの解決も遅れるし、先生自身も大変になる。そうではなく、難しい事案が発生しても、それを周りが助けてくれるので、先生自身も楽だし、ケースの解決も早く進み子どもも良かったという形でチーム的に対応できればということである。

#### 委員

ポイントは「指導」ではなく「支援」で入るということ。先生方が「あ、そうなんだ」と腑に落ちる経験、それから「支援会をしてもらって先が見えた」という前向きなエネルギーになるような支援会のもち方を目指していこうと、心の教育センターのスタッフでも話している。

#### 委員

私の学校では、週1回の支援会を定期的に行っている。濱川先生に見立てをもらうことで、教員は腑に落ちて、生き生きとやっている。また、中学校区では、小学校の支援会に中学校の教員が、中学校の支援会に小学校の教員が参加する。全員ではないが、9年間を見通した形で子どもを知ることにより、発達段階に応じて、どういう支援ができるか、余裕を持って行動が取れるようになってきている。

#### 会長

小中の相互乗り入れでの支援会。

## 委員

その際も濱川先生に来ていただき、支援会で相互の理解を得ている。

## 委員

大変良い試みで、それがレールに乗ってきたということは喜ばしい。ただ、今は濱川先生の名前が隋所に出てくる。SC、SSWの配置を増やしていくということで、文科省もこのための費用を、今年度もまた概算要求で増額しているが、その方々には社会保険すら無い。

全て常勤化するのは大変だが、SVあたりの方々は、常勤化して、どこかに居ていただくということは非常にありがたいことである。また、後に続く方々を増やし、SCやSSWに良い人材に就いていただくことも必要なので、「労働」としての考え方を見直していくことも必要ではないか。そういう方々の善意や好意に教育界が甘えているのではないか。後に続く方々の励みになるような形で、仕組みの検討を試みていかれるというのも一つのあり方と思っている。

## 委員

その件については高知県としても、SV等、一定の方については常勤化を進めていくべきではないかということで、国に対しては政策提言という形ではやらせていただいている。

人材の確保と、労働の処遇、両面あると思うが、そういう方向で我々としても考えていきたい。

## 委員

学校のリスクというのは、2種類あると思う。1つは予測可能、推定可能なリスク。これは調査やケース会議等から予測されるものであり、これに対する対応は、現場の先生方には「手引き」という形で細かく流されている。

もう1つは、不確実性のリスクである。深刻な事案、新聞やメディアで取り上げられるような事案。人間が行うがゆえに出てくるリスク。つまり、過誤や過失、思い違いや放置、気が付かなかったなど、そういう人間が行うがゆえに出てくるリスク、この2種類がある。

従って、この不確実性のリスクから何を汲み取って、予測可能、推定可能なリスクへ引き上げて、その不確実性を最小化していくかということが、これからの学校のリスク管理に非常に大事だろうと思っている。

例えば医療や福祉の分野では「ヒヤリハット」というのがよく言われている。ところが、学校の場面でのヒヤリハットっていうのは中々出てこない。これは、我々にも責任があるが、教員養成では、教員そのものは自己完結型であり、その中で柔軟な力を発揮する、さらに、そこに創意工夫が保証されている。ある意味で教職性は、他からの干渉というのは防げる、そういう仕組みになっている。その教職性そのものの限界が現れ、そこからいろいろなリスクが出てくる。「教員の意欲」に訴えることも必要だが、それぞれに関して、教科相互に乗り入れて、そして子どもたちの力を拡充して、深く学ばせるというのがこれからの次期指導要領に出てくる。そういう方向で、さまざまな個業である今までの限界を、教育界全体も打ち破っていかなくてはいけない。

ある県の新聞にあがったいじめの事案について、アンケートにその子どもは全部書いている。ところが担任はそれを無視する。そうすると、その教育委員会は、アンケートや日誌みたいなものを複数チェックできる体制を敷き、見逃さないようにする体制へもっていくことで、その部分のリスクは予測可能なリスクとなる。

「組織で」、「個人が抱え込まないよう」にと。これは矢巾町のケースがその典型例だと思う。先生個人は一生懸命だが、結局、情報は上がらず、校長も知らなかった。だから、個人で抱え込まずに、組織へいじめの事案は全部報告しなさいという具合に、汲み上げていくという仕組みがないといけない。

そのためには、ヒヤリハットで出てきた事案に関しては、責任を問わないこと。セーフティー感覚を絶対にもっていただく。処分、処罰とは別の問題であって、事例から子どもたちの状況を良くするための会議、あるいは、そこからリスクを減らすための会議だという具合にしっかりと



位置づけてやっていただく。そのレールの敷き方が無いために、いくら「失敗例を出してください」と言っても上がってこない。抱え込みも自分の責任が問われる、あるいは、自分の教育の能力が十分ではないということをおもんに晒してしまうなど、いろんなリスクを考えてしまう。安全確保、セーフティー感覚をしっかりと現場へ入れていただきながら、研修会をやっていただく。教育界にヒヤリハットを含ませていく。そういう深刻な事例や重大事案などについて、表へ出るもの、出ないものも含めて、ずい分、高知県にあると思う。それらの事例を、心の相談センターで分析していく。文科省も重大事案について事例を収集しようという動きが出ている。そういうところから汲み取るべき、われわれの対応点がまさにリスク軽減、最小化である。そこのところを少し考えていただくことが協議会に必要な段階だろうと思う。ご検討いただきたい。

会長

大変、貴重なご意見。よく参考にして取り組みたい。

一つは、例えば校内支援会とか学年部会という形で、複数の人間でそれぞれのケースについて対応するという構えをもつことで、結果そのヒヤリハットが抱え込まれずにしっかりと表に出る、ゆえに予測可能なリスクになる。それと、いじめについてはできる限り表に出すべしと、いじめが発生した学級の先生について、責任を問うとか評価を下げるということとはしないということは、ずっと明示をしてきているところである。

ただ、さっき言われた、アンケートを他の先生にも見てもらう、医療のセカンドオピニオンのような仕組みを講じておくことで、より実効性を高めなければならないと思う。今、委員が言われた視点をベースに、校内支援会等の運営について、もう一段ここを深くどう実行していくか考えてみたいと思う。

それでは、もう1つの議事をお話させていただき、今日最後にさせていただきます。

#### 高知県いじめの未然防止基本方針の見直しについて

《事務局 資料 5-1, 2 を用いて説明》

会長

これまでのご協議やご指導に基づいて、新たな取組もスタートしているが、課題も見えてきている。これらを踏まえ、いじめ防止基本方針についての改定を行っていききたい。来年度、第1回連絡協議会において、この基本方針の改定案を協議させていただきたい。事前にご意見を賜りたいと考えている。この点についてご意見、ご質問等があればお願いしたい。

委員

先ほど、ネットのところで保護者の責務ということがあったが、ネットだけではないという気がする。いじめ防止対策推進法を見ても、国の責務、行政、公共、学校の、保護者の責務って限定されている。何かで読んだが、東日本のいじめも親が子どもに、放射能の話をしている、だから子どもが言うんじゃないかという。そういう意味も含めて、保護者の責務というのを前面に。もちろん、保護者の責務を言うから学校が軽減されるものではないが、それでも、保護者に強めに出していくのは、すごく必要ではないかと思う。

私立学校であっても、今日の議論を聞きながら、「これは本校はできてるな。できてないな。」といった視点で確認し、他の私立の先生方にも中身を報告したいと感じた。ただ、私立は何となく個人商店みたいところがある。こういう会が行われてることは、公立より伝わりづらい。本当は私の役目だが、十分伝えられないので、ご支援をいただけたらありがたいと思う。

会長

それは我々としてもぜひ、そうさせていただければと思うので、私学・大学支援課を含め、い

いろいろお話しさせていただきたい。また、保護者への啓発の視点はごもっともである。

委員

ご指摘、非常に恥ずかしく思っている。確かに高校（組織体制）は、弱いと感じているが、現在高校では、分掌制という運営方法を取っており、それを学年制とうまくクロスさせようとしている。その中で、きめ細かな生徒の実態を把握していきたい。先ほどの支援体制と役割についても、実際いかにスピード感を持って取り組めるかを考えながら見せていただいた。

委員

国立の附属学校では昨年、東京で重大事態が発生したため、年末に各校の管理職が緊急召集され、改めていじめ防止対策の徹底が求められている。いじめを見逃さない取組を続けていきたい。

会長

支援体制の役割は、本当にスピード感が大事で、特に学年部会を前にして朝夕開くと、これらのルーティンは徹底することが大事だろうと思っている。また、本当に血を通わせること、一生懸命努力するので、いろいろご指導よろしくお願ひしたい。

最後に、基本方針について、一言アドバイスをいただきたい。

委員

国のいじめ防止対策協議会の座長を務めているが、常々、出てくる意見を先取りして、この場で申し上げているので、高知県の基本方針の見直しの中にも、随分入れ込んでいただいた。

いじめは、まず気づきが大事である。いじめと分かった事案に関して報告するのではなく、疑いでよい。これは虐待と一緒に考え方である。いじめかどうかを判断するのは組織の仕事ということ、今度は明確に位置づける。だから、組織の機能の中にいじめの有無の判断というのを文章化する。保護者であろうが地域の方であろうが、あるいは、友達であろうが、「おや？」と思ったら全て組織に上がっていく。このパターンを取っていただきたい。

小学校の低学年であれば、初期のものは、1日中を挙げれば、いろんなケースがたくさん出てくるのが現状である。それを全部、「いじめだ。いじめだ」と言って指導するのではなく、「いじめ」という言葉を使わなくても指導するし、ケースを疑わしいか確認しなくても、その場で注意を与える。そして、報告する。矢巾町のように、軽微に見えた事案も1年半続くと死にも至る。しかし、教員は1つ1つしか見えていない。それを組織へいろんな方々が報告することによって、その子の、その年間の、そのいじめの状況がよく分かるというのがあるので、メモでもいいから簡単な様式を作ってください、そして組織へ報告できるようにする。

それからもう1つは「解消」について。解消というのは、いじめの場合には非常に決め難い。だから、解消というよりは、一定の期間見守る、あくまでもモニタリングと考える。つまり、解決・解消という事態ではなく、モニタリング、フォローアップしていくのが基本だということをしつかり押さえていただくことが大事である。

会長

今、頂いたお話を踏まえさせていただき、改定につなげていきたい。

大変盛りだくさんな協議内容だったが、大変良いご意見をいただいたことに感謝申し上げます。